

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

初期対応費用修正特約条項

(施設所有(管理)者特別約款(初期対応費用担保特約条項)用)

第1条 (読替規定)

この保険契約において、初期対応費用担保特約条項第2条(用語の定義)の「初期対応費用」の定義は、次のとおり読み替えます。

用語	定義
初期対応費用	次の費用のうち、前条の事故に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ. 事故現場の取り片付け費用 ウ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき保険証券の「身体障害見舞費用支払限度額」欄記載の額を限度とします。 カ. 事故が他人の財物の損壊である場合において、被害者に対する見舞金。ただし、1事故において被害者1名につき3万円、1事故につき10万円を限度とします。 キ. 書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ク. その他アからキまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害または財物の損壊以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および初期対応費用特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。